

## 鳥取県告示第647号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保安林予定森林の所在場所

米子市淀江町福岡字長田谷1392の1、1393、1394、淀江町稲吉字大谷1208の1、字大平山1215の1、字エグナ谷1221の1、字大蓋原1168の1

### 2 指定の目的

水源のかん養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）